

# 65歳からの未来設計

認知症は他人事ではない!  
じぶんごと!

# 今から始める認知症対策

認知症は、高齢になるほど発症しやすい、身近な病気です。元気な今だからこそ、あなたにできることを考えてみませんか。

【問】長寿社会課 ☎613-8144

気になったらすぐに行こう!  
気にならなくても行ってみよう!

無料

## もの忘れ検診

市は、認知症の早期発見・早期治療を目的に、もの忘れ検診を無料で実施しています。市医師会が平成14年から独自に始めた検診で、翌年の平成15年からは市と共同で実施しています。

今年の検診は、来年3月31日時点での年齢が65歳以上で、軽度認知障害※1や認知症の治療を受けていない市民であれば、誰でも受けることができます。

【期間】6月25日(木)～10月31日(土)

※1 もの忘れのような症状が出るが、日常生活に支障をきたす程度ではなく、正常な状態と認知症の中間の段階

検診を受けるにはどうすればいいの?

- 1 6月中旬に成人検診受診券が届く※2
- 2 検診を受ける医療機関を決める
- 3 医療機関へ行く※3
- 4 医師が面談でチェック
- 5 ケアが必要と判断されたら、専門医を紹介される

受診券と健康保険証を持参

いつもどおりリラックス

※2 同受診券が送付されていない人で受診を希望する人は、同課へお問い合わせください

※3 予約が必要な場合があるので、事前に各医療機関にお問い合わせください

他の検診もこれ一枚で



盛岡市医師会副会長 金子博純先生

あなたの体の状態を理解している、  
かかりつけの医療機関で  
検診を受けることをおすすめします。

対象病院はこちら

広報もりおか  
6月15日号折り込みの検診だよりにも  
掲載しています



メリットがあります! 早めの相談

Merit 1 今、本人ができることを長く維持できる

早期の治療や支援が、症状の進行を緩やかにします。本人が望む生活について家族で話し合う機会が得られ、自立した生活や、望みに沿った暮らしを続けることにつながります。

Merit 2 将来の進行に伴う変化に落ち着いて対応できる

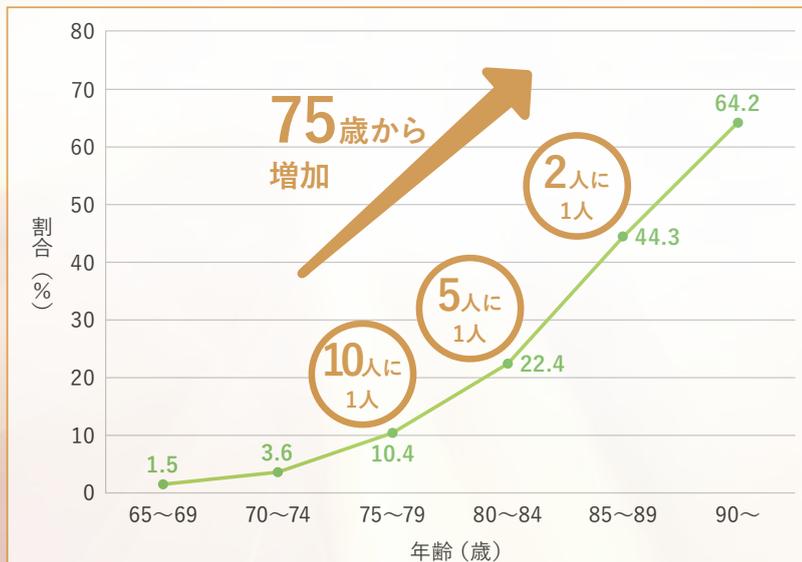
認知症を正しく理解することにより、症状に向き合いながら生活することができます。また、将来どんな支援を受けたいかなど、本人も家族も心構えができます。

65歳以上の4人に1人は認知症またはその予備軍です



図のとおり、高齢になるほど認知症になる可能性は高くなります。認知症は誰もが「じぶんごと」として考えなければならぬ病気です。

図 65歳以上の年代別認知症有病率



「認知症の方の社会参加・就労等について考えるフォーラム(令和元年9月6日開催、厚生労働省)」資料一部抜粋

## みんなで支える力になろう! 認知症サポーター

盛岡市は10代のサポーターもたくさん。

地域の輪を広げて、困っている人を助けよう!



手代森小5・6年 認知症サポーターの皆さん

認知症サポーターとは、認知症を正しく理解し、偏見を持たず、自分が出来る範囲で支援をする人のことです。養成講座で、認知症の人と接するときの心構えなどを学んでみませんか。市は、町内会・自治会や学校、職場などに、無料で講師を派遣します。

詳しくは、市公式ホームページをご覧になるか、長寿社会課へお問い合わせください。



### 相談窓口

市内にある11カ所の地域包括支援センターと8カ所の介護支援センターで、相談を受けられます。認知症の他にも、介護や福祉に関する悩み事など、高齢者のさまざまな相談に対応しています。詳しくは、市公式ホームページをご覧ください。



市の国民健康保険（国保）に加入している皆さんに、令和2年度の国民健康保険税納税通知書と国民健康保険被保険者証（保険証）を発送します。【広報ID】1003549

## 01 国保税の軽減

離職したときに65歳未満であれば、雇用保険の特定受給資格者※と特定理由離職者※は、申請により国保税が軽減される場合があります。

※雇用保険受給資格者証の裏面にある離職理由コードが11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人

### 【必要書類】

・軽減申請書 ・雇用保険受給者資格者証

## 02 高齢受給者証と保険証が一つに

8月1日(土)から、毎年発行されていた70歳～74歳の被保険者の人への高齢受給者証がなくなります。保険証が高齢受給者証も兼ねており、保険証に負担割合（2・3割）が記載されます。それに伴い、今年は保険証兼高齢受給者証を送付します。

## 03 医療費の一部負担金の減免など

医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。詳しくは健康保険課給付係にお問い合わせください。

### 【対象】

①災害や事業の休・廃止により収入が激減し、収入や預金が生活保護基準より少ない人

②東日本大震災で被災した人

※①②に当てはまらない場合でも助成制度の対象となる場合があります

お問い合わせは健康保険課へ（市役所本庁舎別館1階）

■保険証・納税通知書・課税内容  
受付賦課係 ☎613-8437

■国保税の納付・相談  
徴収係 ☎613-8438

■保険給付  
給付係 ☎613-8436

■人間ドック・特定健診  
業務係 ☎626-7527

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対する

# 市などの支援制度

情報は6月16日現在のものです。最新の情報は市公式ホームページをご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

### 国民健康保険税の減免制度

【問】健康保険課受付賦課係 ☎613-8437

【広報ID】1031213

#### 【対象】

①新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡または重篤な病気となった世帯

②主たる生計維持者が新型コロナウイルスの影響で、事業や不動産、山林、給与収入のいずれかが10分の3以上減少することが見込まれる世帯

#### 【必要書類】

①の場合

・減免申請書 ・医師の診断書か死亡診断書

②の場合

・減免申請書 ・調査票  
・令和2年中の収入が分かる資料  
・保険金などで補填される金額が分かる資料◆  
・事業の廃止や失業が分かる資料◆

◆書類がある人は提出

#### 【申請方法】

窓口へ直接提出または☎020-8530（住所不要）盛岡市役所健康保険課へ郵送。必要書類は市公式ホームページからダウンロードできます。3密回避のために、郵送での申請にご協力ください

合わせてください。

### 後期高齢者医療保険料の減免制度

【問】健康保険課高齢者医療係 ☎613-8439

【広報ID】1031429

減免内容や申請方法など詳しくは、同課へお問い合わせください。

#### 【対象】

・新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡または重篤な病気となった人

・新型コロナウイルスの影響で、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した人

### 仕事を休んだ人へ傷病手当金を支給

新型コロナウイルスに感染またはその疑いで仕事を休んだ分の給与が受けられない場合に、傷病手当金を支給します。申請方法など詳しくは、各担当課へお問い合わせください。

#### ▶国民健康保険の加入者

【問】健康保険課給付係 ☎613-8436

#### ▶後期高齢者医療制度の加入者

【問】健康保険課高齢者医療係 ☎613-8439

### 録音装置付き電話機・外付け機器の購入を補助

【問】消費生活センター ☎604-3301

【広報ID】1031369

振り込め詐欺対策のために購入した「特殊詐欺対策機能付き電話機※」や、固定電話に接続

する「自動応答機能付き機器※」の費用を補助します。

※受信時に「この電話は特殊詐欺対策のため録音します」などの音声を読み、録音する電話機や外付け機器

#### 【対象】

5月1日～来年3月1日(月)までに上記の機器を購入した65歳以上の市民

#### 【補助額】

購入・設置費用の3分の2 ※上限9千円

#### 【申し込み方法】

申請書に記入の上、同センターへ直接提出。来年3月1日(月)まで受け付けます。

詳しくは、同センターへお問い合わせください



### 文化芸術・スポーツ関連の団体と個人事業主向け財政支援

【問】文化芸術関係：文化国際課 ☎613-8465  
スポーツ団体など：スポーツ推進課 ☎603-8013

文化芸術とスポーツに携わる団体・個人事業主（フリーランスなどを含む）は、文化庁またはスポーツ庁から財政支援が受けられます。支援内容など詳しくは、各省庁のホームページをご覧ください。



文化芸術関係者に関する支援情報窓口（文化庁）



スポーツ団体・個人向け支援策・お問い合わせ一覧（スポーツ庁）